

## 相談事例(26)

# 未成年者の契約取消しと配送料

### 相談事例

未成年の娘がインターネットの広告を見て、サプリメント購入申し込みをした。事業者は未成年者の契約取消しには応じたが、配送料は別途支払う必要があると言われ納得できない。  
(40歳代 女性)

### ■相談概要

娘(17歳)がネット広告を見て、痩せるサプリメントが300円で販売とあったので、こづかいで買えると思い、注文のメールを出した。その日のうちに、事業者から確認メールがあった。

内容は、販売回数6回。代金の支払いは初回のみ300円で、2回目からは5,000円になるとあった。びっくりして相談者である母親に相談した。娘のこづかい(月額500円)では、とても支払える金額ではない。詐欺のようだ。

相談者は電話で解約を申し出るが、「契約は6回継続するものであり、途中ではやめられない」と解約を受け付けてもらえないと相談があった。

### ■処理概要

当室は当該お客様センターに対し、未成年者の契約取消しに該当するので、速やかに解約にに応じていただきたいと架電するとともに、相談者には①『取消通知書面』をハガキなどの書面ですること、コピーを取り、特定記録郵便または簡易書留ですること、②商品が届いたら受け取りを拒否すること、以上2点を助言した。

当該お客様センターは、当初相談者に対すると同様に契約は有効であると主張。当室は購入者が申し込み画面の後方部分に年齢を記入しているので、年齢確認を願いたいと依頼する。担当部署から連絡するとのことであった。

担当者から「確かに未成年者であることは確認したので、解約には応じるが、すでに商品を発送済みであるから、配送料は支払ってもらう」との回答であった。未成年者の契約取消しの効果は、契約時にさかのぼって、最初から無効なもの(なかったこと)とされるので、配送料を払う必要はないはずであると主張したところ、「担当部署に確認し連絡する」ことになった。後日、担当者から「配送料について相談者、当室に間違った案内をした。配送料の支払

いは必要ない」との連絡があった。

お客様センターという、消費者に最も近い立場にある方々には、未成年者契約の取消しについて十分理解し、消費者に案内をしてもらいたい。その後、相談者から商品が代引きで届いたが受け取りを拒否した。また、代金請求も一切なかったとの報告を受けた。

### 未成年者契約の取消し

未成年者は、成年者と比べて取引の知識や経験が不足し、判断能力も未熟です。そこで、未成年者が行う契約によって不利益をこうむらないように、法律で保護されている。未成年者が法定代理人の同意を得ないで行った法律行為は、取り消すことができる（民法5条1項、2項）。法定代理人のほか、未成年者本人も単独で取り消しすることができる（民法120条1項）。

#### 1. 未成年者契約の取消し

以下の要件がすべてあてはまれば、未成年者がおこなった契約を取り消すことができる。

- ・ 契約時の年齢が20歳未満であること
- ・ 契約当事者が婚姻の経験がないこと
- ・ 法定代理人が同意していないこと
- ・ 法定代理人から、処分を許された財産（小遣い）の範囲内でないこと
- ・ 法定代理人から許された営業に関する取引でないこと
- ・ 未成年者が詐術を用いていないこと
- ・ 法定代理人の追認がないこと
- ・ 取消権が時効になっていないこと

#### 2. 未成年者契約の取消しの効果

取消しをすると、契約時にさかのぼって、最初から無効なものとされ、未成年者自身又は法定代理人のいずれからでも取消しができる。取消しの意思表示は、口頭でも有効だが、後日のトラブルを避けるためには書面で通知する。

- ・ 代金の支払義務はなくなる。
- ・ 未成年者が支払った代金があれば、返還請求ができる。
- ・ 未成年者が受取った商品やサービスは、「現に利益を受ける範囲で」返還すればよく、現に利益が残っていなければ返還する必要はない。

例として、今回のようなサプリメントを購入して一部を食べたとしても、未成年者は残っているサプリメントを返還すればよいことになる。

### 3. 未成年者契約の取消しの通知の書き方

法定代理人のほか、未成年者本人も単独で取り消しを通知できる。(以下に参考例を記載ハガキなどの書面で出す。コピーを取り、特定記録郵便又は簡易書留で出すと良い。)

未成年者した購入契約の取消しの場合(法定代理人から)

<b>取消通知</b>	
東京都〇〇区〇丁目〇番地	氏名 (印)
東京都〇〇区〇丁目〇番地 〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇〇〇殿	
平成〇年〇月〇日に、貴社のセールスマン〇〇氏に勧められて、私共の子供〇〇との間で締結された<商品名>または<役務名>(価格〇〇円)の購入契約は、未成年者が親の同意を得ずに行った行為であり、親権者として取消します。本人も取消しを望んでいます。	
つきましては、当該契約に際して支払いました金〇〇円は、直ちに〇〇銀行〇〇支店普通預金口座〇〇号に振り込んでください。	
なお、商品は、早急に引き取ってください。	
平成〇〇年〇〇月〇〇日	

(以上)